議案 第6号

【街づくり支援部建築課】

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画の都市計画が変更されたこと に伴い、当該地区の建築物の制限を定めるものです。

【有楽町・銀座・新橋周辺地区の街づくりの概要】

有楽町・銀座・新橋周辺地区にある東京高速道路は、現在自動車専用の道路であり、その高架道路の形態は、都心の活発な都市活動を見渡すことができる貴重な空間です。その上部空間を歩行者中心の公共的空間として再生・活用することを目指す方針が示されています。

【条例改正の内容】

- ①条例の適用区域に有楽町・銀座・新橋周辺地区地区整備計画を加えます。
- ②有楽町・銀座・新橋周辺地区地区整備計画のA地区において建築してはいけない建築物を定めます。
 - ・風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物
 - ・建築物の一階で道路に接する部分を主に商業施設等以外の用途に供する建築物

【施行期日】

公布の日